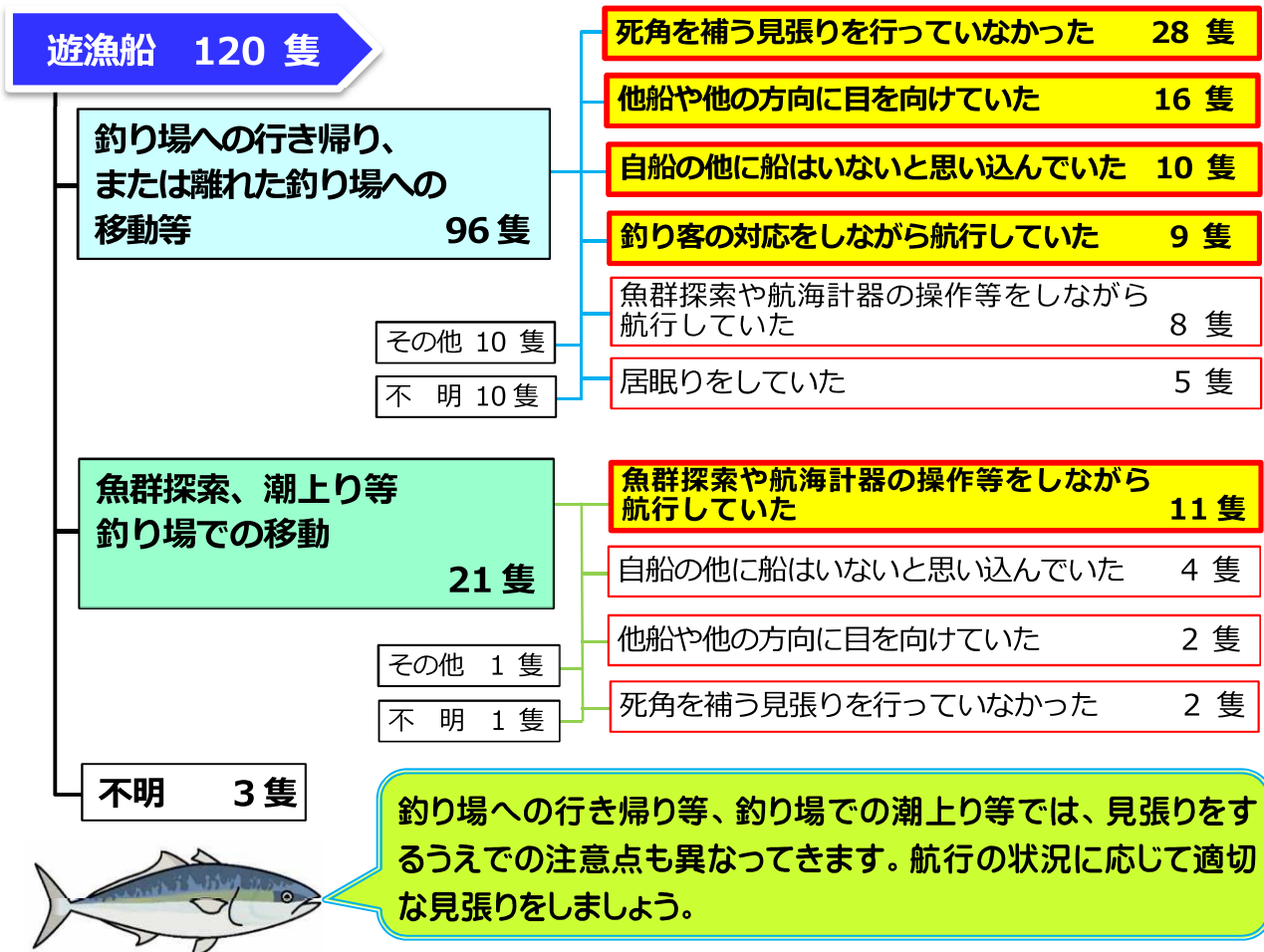


航行中に衝突した遊漁船の状況

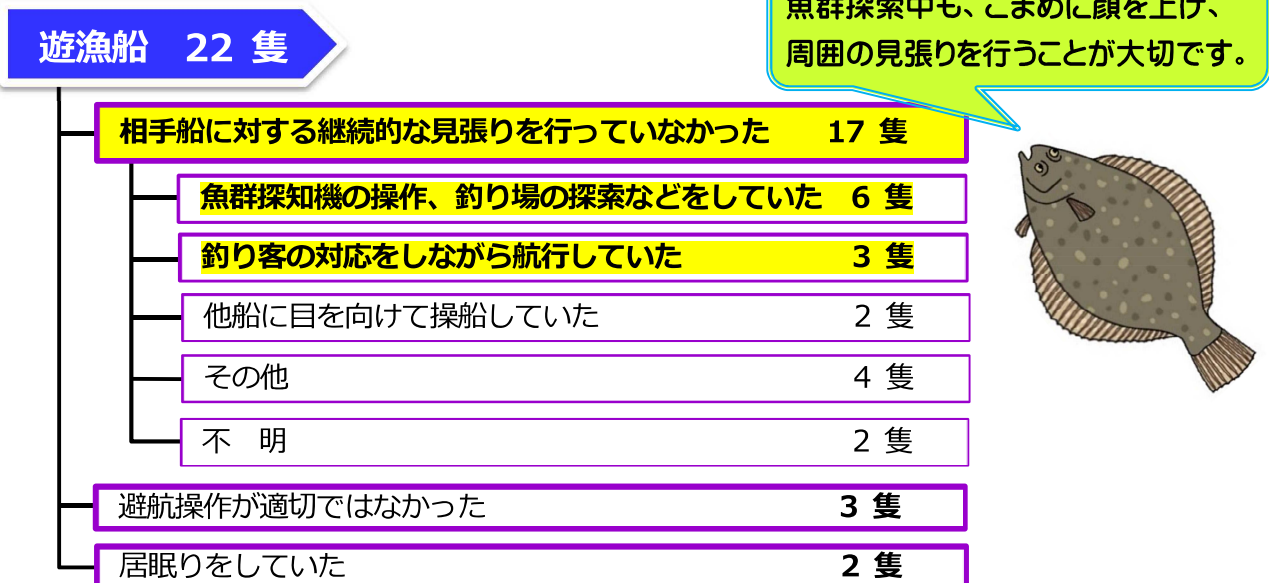
○ 航行中、相手船に気付かずに衝突した遊漁船 120 隻

航行中、相手船に気付かずに衝突した遊漁船 120 隻を、航行の目的別に分類して、相手船に気付かなかった理由を整理したところ、以下に示すように、航行の状況に応じた見張りが行われていませんでした。



○ 航行中、相手船に気付いていながら衝突した遊漁船 22 隻

一方、相手船に気付いていながら衝突した遊漁船 22 隻については、大半が相手船に気付いたのち、魚群探知機を操作したり、釣り客の対応をしたりして、相手船の継続的な見張りを行っていなかったために衝突に至っています。



事例1 釣り場へ行く途中、死角を補う見張りを行っていなかった場合

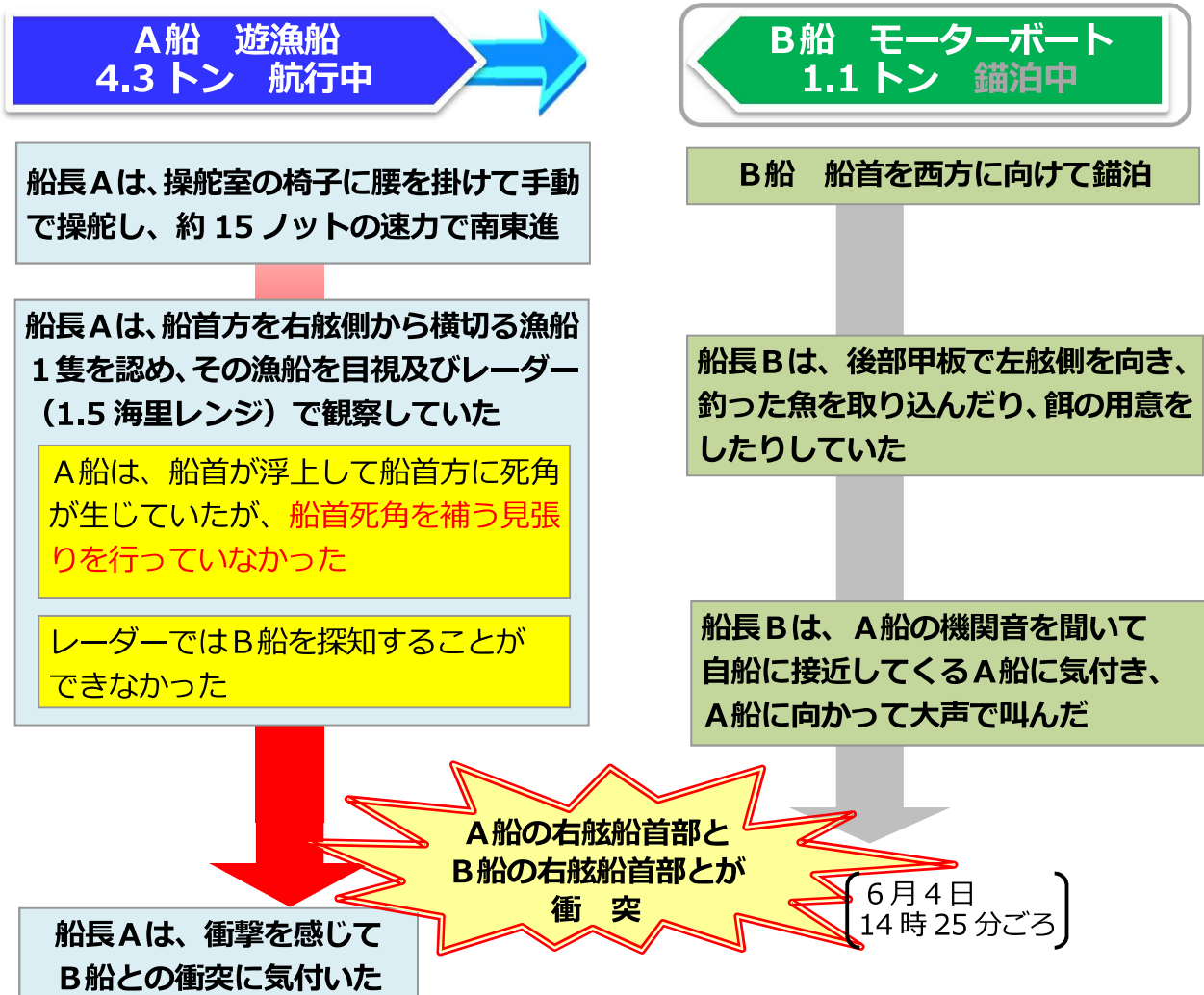
航行中、船首浮上による死角で、錨泊中のモーターボートに気付かずに衝突

概要：A船は船長Aが1人で乗り組み、釣り客2人を乗せて航行中、

B船は船長Bが1人で乗り組み錨泊中、両船が衝突した。

A船：右舷船首部に擦過傷、死傷者なし

B船：右舷船首部外板に破口等、船長が負傷（頭部及び胸部打撲）



天気：晴れ
風向：南南西
風力：2 視界良好
海上：平穏

船長Aは、ふだん、操舵室の天井窓から頭を出したり、船首を左右に振ったりして、船首死角を補っていましたが、本事故時は行っていませんでした



再発防止に向けて（事故防止策）

- ・見張りは、目視に加えレーダーも適切に使用して周囲の船舶を見落とさないように行うこと
- ・航行中、船首死角が生じる場合は、適切な見張りを行うため、船首死角を補う措置を講じること
- ・小型船は、レーダーリフレクターを掲げることが望ましい

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。（平成24（2012）年9月28日公表）

http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2012/MA2012-9-52_2011ns0051.pdf

事例2 釣り場での移動中、魚群探索をしながら航行していた場合

航行中、GPSプロッターで釣り場を確認していて、漂泊中の遊漁船に気付かずに衝突

概要：A船は船長Aが1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、釣り場に向けて左回頭中、
B船は船長Bが1人で乗り組み、釣り客6人を乗せて漂泊中、両船が衝突した。

A船：船首部外板に擦過傷、死傷者なし

B船：左舷船尾部外板に破口等、釣り客2人が負傷（右頸骨骨折傷、腰椎捻挫等）

A船 遊漁船
6.6トン 航行中

B船 遊漁船
4.9トン 漂泊中

それまでの釣り場（本件釣り場）を
発進し、移動しながら魚群を探索中

船長Aは、本件釣り場を発進したとき、
付近に他船を認めなかった

船長Aは、魚群を確認できなかったため、
本件釣り場に戻ろうと北西進を開始した

船長Aは、本件釣り場からの移動を始め
てから、余り時間が経過していなかった
ので前路に他船はいないと思った

船長Aは、GPSプロッターで本件釣り場を
確認しながら約7~8ノットの速力で航行
し、本件釣り場に向けて左転を開始した

船長Aは、船首方にB船を認め、急いで機
関を中立運転とした

天気：晴れ
風向：東南東
風力：2
視界良好
波高：約1.5m

目的の釣り場に到着し、機関を中立運
転として船首を南東方に向け漂泊

船長Bは、北西進するA船を視認し、
A船が左転してB船に向かう態勢と
なったが、その様子を眺めていた

船長Bは、A船が釣果を聞きに来た
のだと思った

船長Bは、A船が減速しないで接近したの
で、急いで機関を全速力前進とした

B船には汽笛が装備されてい
ましたが、船長Bはこれを吹
鳴して注意喚起を行うこと
をしませんでした



A船の船首部が
B船の左舷船尾部に
衝突

〔11月30日
10時30分ごろ〕

再発防止に向けて（事故防止策）

- ・ 常時適切な見張りを行うこと
- ・ 漂泊している場合でも、他船の動きに注意し、接近する他船に危険を感じたら、衝突を避けるための動作をとれるよう心掛けておくこと

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。（平成29(2017)年11月30日公表）

http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2017/MA2017-11-15_2017mj0009.pdf

事例3 相手船に気付いていたが、継続的な見張りを行っていなかった場合

航行中、魚群探索を行い、相手船に対する継続的な見張りを行わずに衝突

概要：A船は船長Aが1人で乗り組み、釣り客3人を乗せて航行中、
B船は船長Bが1人で乗り組み、釣り客4人を乗せて錨泊中、両船が衝突した。
A船：船首部に擦過傷、死傷者なし
B船：左舷中央部外板及び操舵室左舷側に破口、釣り客4人及び船長が負傷（頸椎及び腰部捻挫等）

A船 遊漁船
6.6トン 航行中

B船 遊漁船
4.5トン 錨泊中

船長Aは、約12~13ノットの速力で釣り場に向けて航行中、レーダーでB船を探知した

船長Aは、B船まで1海里以上の距離があったので、魚群探知機の画面に映り始めた魚群の映像を見ながら、約3ノットの速力で東進した

船長Aは、2か所の釣り場で魚群が見当たらなかったため、早く釣り場を見つけようと思っていた

船長Aは、そろそろB船に近づく頃だと思い、船首方を見るとB船が至近にいたので急いで機関を全速力後進とした

天気：晴れ 風向：北西
風速：約2m/s
視界良好 海上：平穏

A船の船首部と
B船の左舷中央部とが
衝突

7月27日
14時55分ごろ

船長Bは、釣り場に向けて西進中、双眼鏡でA船を視認し、A船がB船の方に向かってきていることに気付いた

船長Bは、A船はふだん見かける遊漁船であり、B船が向かう釣り場は遊漁船等が集まる場所なので、同じ釣り場に向かうのだと思った

B船は、間もなく釣り場に到着し、船首をほぼ北西方に向けて機関を中立にして錨泊した

船長Bは、A船の動向を確認しなかった

船長Bは、錨泊中であることを示す黒色球形の形象物を掲げていなかった

船長Bは、操舵室の右舷側で、浮きを海面に浮かべて潮流の状況を確認していた

航行中の見張りは適切に
錨泊中は法定の形象物を掲げましょう
また、接近してくる他船を認めるときは、継続的にその動向を確認しましょう



再発防止に向けて（事故防止策）

- ・ 魚群探索を行いながら航行する際は、適切な見張りの妨げとならないように注意すること
- ・ 錨泊中であっても周囲の見張りを行うこと

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。（平成24(2012)年9月28日公表）
http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2012/MA2012-9-24_2010kb0154.pdf